

尾張東部衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

計画の趣旨

尾張東部衛生組合（以下、「本組合」という。）では、瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下、「組合市」という。）のごみの衛生的かつ安全な処理や資源循環を継続することで、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成の推進を目指し、ごみ処理の基本的事項を定める一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の期間

令和6年度～令和15年度（10年間）

ごみ排出量及び課題

○ごみ排出量

ごみ排出量は、令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、緊急事態宣言の発令等、国民の生活様式はそれまでと大きく変化しました。また、令和元年10月には消費税の増税があり、増税前の駆け込み購入などにより、同年に家庭系可燃ごみ、資源物、事業系可燃ごみが一時的に増加しています。

ごみ総排出量全体で見ると、図1に示すように、令和2年度以降減少傾向にあります。原単位（1人1日平均排出量）についても、同様の傾向を示しています。

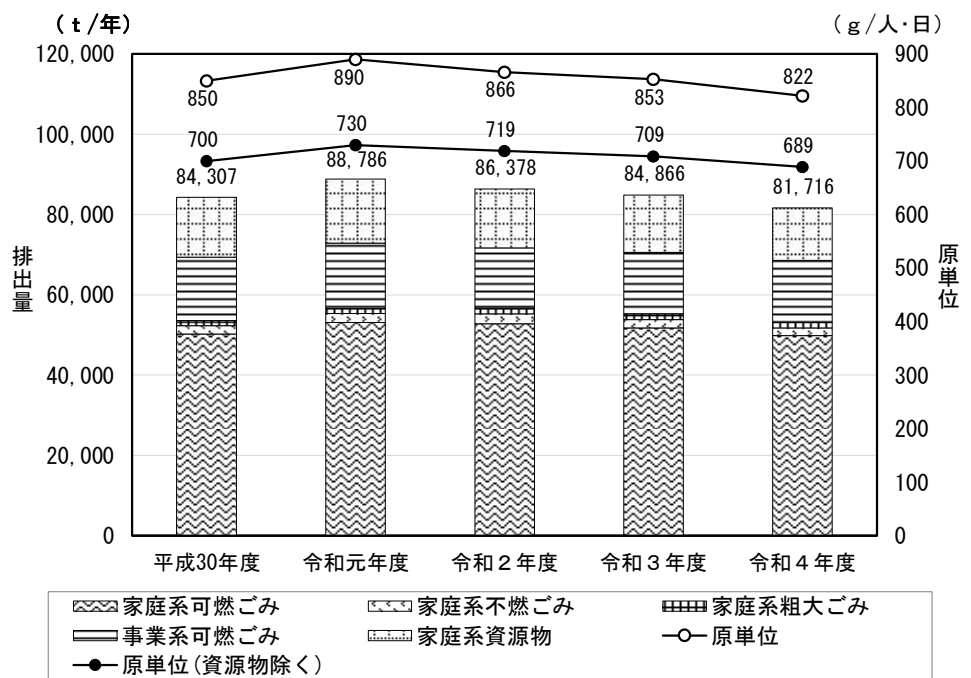


図1 組合市全体のごみ排出量の推移

○ごみ処理の課題

・排出抑制・資源化に関する課題

- ▶ 組合市のごみそのものの発生・排出抑制や資源化への情報提供
- ▶ 組合市のごみそのものの発生・排出抑制や資源化の協力・支援
- ▶ 組合市のプラスチック使用製品廃棄物の分別・再商品化

・中間処理に関する課題

- ▶ ごみの排出量の削減やプラスチック分別によるごみ量、ごみ質の変化に配慮した次期施設整備の検討
- ▶ 最新技術を導入し、エネルギー回収等による循環型社会形成への寄与にも配慮した次期施設整備の検討
- ▶ 災害時を想定した処理機能など十分な災害対策等も踏まえた次期施設整備の検討
- ▶ 可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設の老朽化に伴う次期施設整備の検討

・最終処分に関する課題

- ▶ 処分量の更なる削減、処理後残渣の減量化・減容化
- ▶ ASEC*以外での委託先についての検討

*ASEC：正式名称は(公益財団法人)愛知臨海環境整備センターといいます。施設の役割は、愛知県内から排出される廃棄物の最終処分場として主に利用されています。

基本理念：持続可能な社会の実現に向けたごみの適正処理

基本方針

基本理念の実現に向け、1.ごみ排出量に関する方針、2.処理に関しての方針、3.協働に関する方針の3つの基本方針を設定します。

- 基本方針1：ごみ処理量の削減と資源化の推進
- 基本方針2：環境に配慮したごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業の運営
- 基本方針3：役割の明確化とパートナーシップの推進

計画目標

本組合の主たる業務は中間処理及び最終処分ですが、ごみ排出状況により処理処分量が確定することや、国及び県の目標がごみ排出量や1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物・集団回収除く）が立てられていること等から、本計画での目標項目は、表1に示すとおりとします。目標値については、組合市が策定する「一般廃棄物処理基本計画」の将来予測値から設定しました。

なお、残余率*の目標達成のためには、最終処分量の削減だけでなく、これまでよりも最終処分の委託量を増やす必要があります。

*残余率：最終処分場の埋立容量に対する今後埋立可能な割合

表1 本計画の目標

	実績値	目標値
	令和4年度	令和15年度
最終処分量 (地区外搬出を含む)	8,325 t/年	6,755 t/年
北丘最終処分場残余率	59.6%	42.8%
1人1日当たりの ごみ排出量 (資源物・集団回収除く)	689 g/人・日	559 g/人・日
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源物・集団回収除く)	534 g/人・日	420 g/人・日
事業系ごみ量	15,475 t/年	13,743 t/年

ごみ排出量の実績及び見込み

ごみ排出量の実績及び見込みは、図2に示すとおり、ごみ総排出量は、令和4年度の81,716 t/年（原単位：822 g/人・日）から令和15年度では72,223 t/年（733 g/人・日）となる見込みです。また、本組合で処理する資源物を除いたごみ量は、令和4年度の68,552 t/年（原単位：689 g/人・日）から令和15年度では55,121 t/年（原単位：559 g/人・日）となる見込みです。

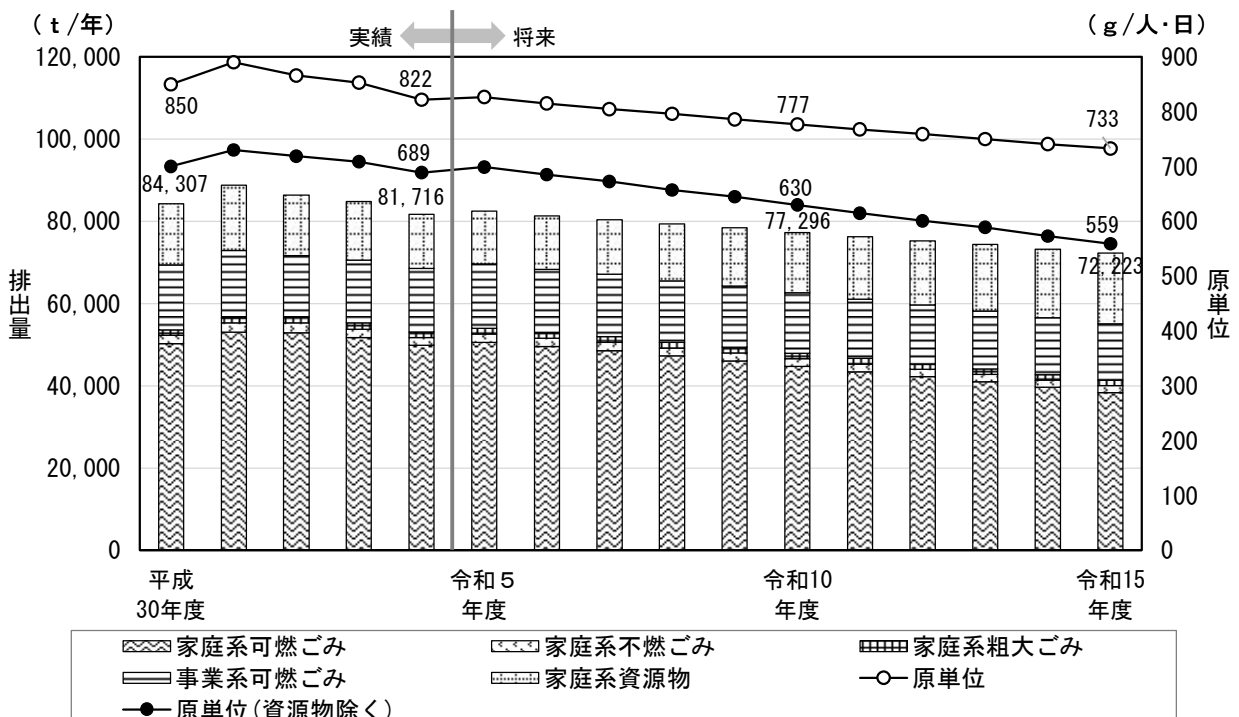


図2 組合市全体のごみ排出量の実績及び見込み

本計画において、減量化・資源化に向け取り組む施策の体系図は図3に示すとおりです。

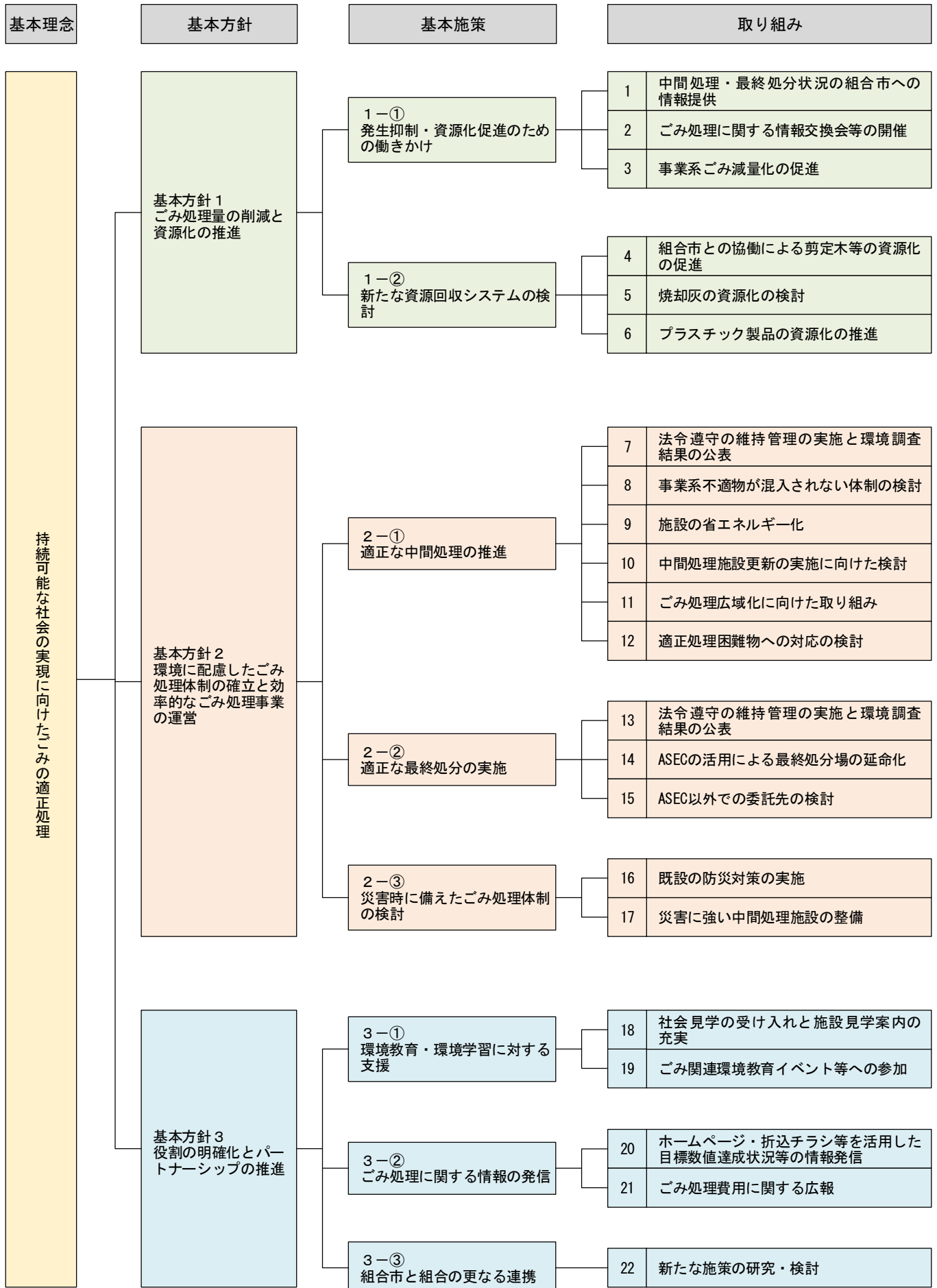


図3 施策の体系図

中間処理計画

○中間処理の基本方針

本組合における中間処理は、組合市及び事業者から搬入される廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ）をできる限り資源化すると共に、残った廃棄物の適正処理に努め、最終処分量の削減を図ります。

▶適正な維持管理の継続

新処理施設の稼働開始までは現有施設での処理となり、適正な維持管理に努めていきます。

○中間処理施設の施設整備計画

本組合の中間処理施設は、本計画の目標年次である令和 15 年度に、ごみ焼却施設は稼働開始（平成 4 年 3 月竣工）から 41 年、粗大ごみ処理施設は、稼働開始（平成 2 年 3 月竣工）から 43 年が経過します。

ごみ焼却施設は令和 4 年度に基幹的設備改良工事完了による 10 年程度の延命化を行いました。令和 4 年度の尾三地域（日進市、みよし市、東郷町、尾三衛生組合）との施設集約までは、老朽化への対応が必要であり施設更新（新設）の検討を進めていく必要があります。

将来、可燃ごみは、新たに整備する可燃ごみ処理施設での処理、不燃ごみ及び粗大ごみは、新たに整備する不燃ごみ・粗大ごみ処理施設での破碎・選別処理をします。資源物については、現状と同様、組合市から民間資源化業者への処理委託を想定します。

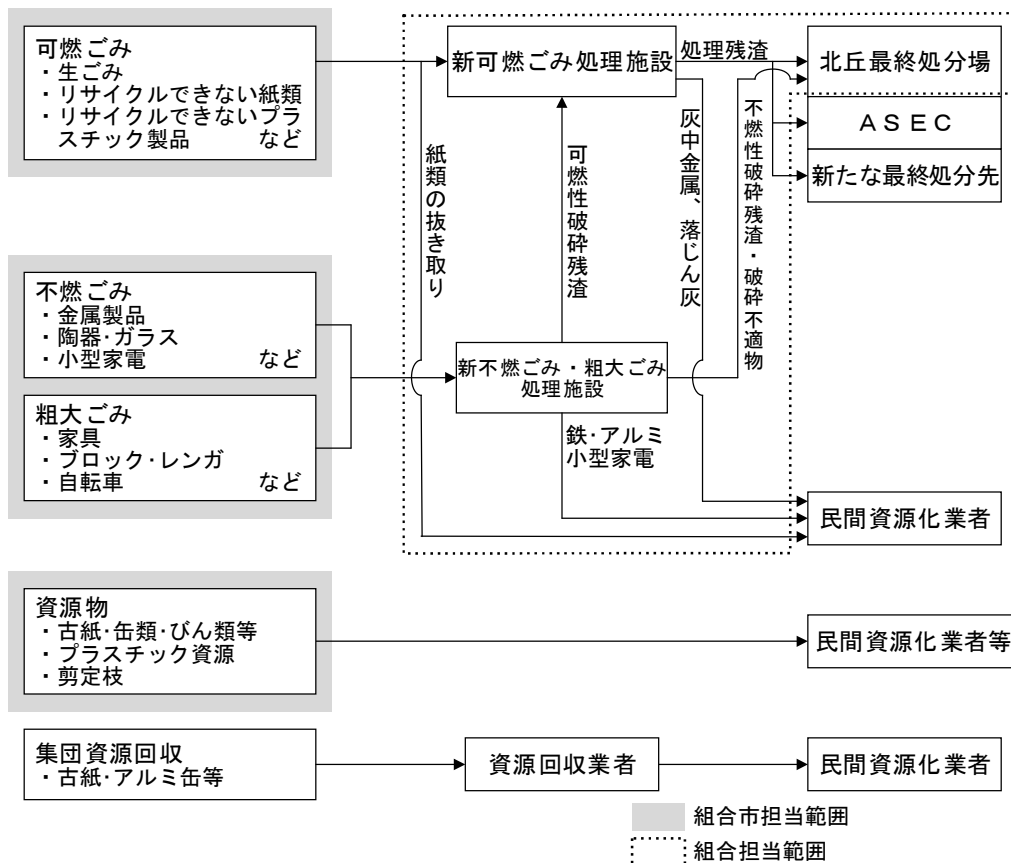


図 4 将来のごみ処理体制（令和 15 年度）

最終処分計画

○最終処分の基本方針

最終処分では、資源化・中間処理により減量化を図った上で最終的に残ったものを、最終処分場に埋め立てることで無害化、安定化を図ります。

▶最終処分量の削減とリスク分散に向けた新たな最終処分先の確保

環境負荷の抑制やごみ処理経費の軽減などに向けて、今後のごみの排出抑制や資源化、適正な中間処理により、最終処分量の削減に努めます。

また、ASECが当初計画より早期の埋立完了が想定されることや、災害時のリスク分散等へ配慮し、新たな最終処分先の確保に向けた検討も行います。